

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合は共同で廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、管内のごみ処理の基本方針となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しました。その中で、当面の目標年度【平成33年度(2021年度)】に向けて数値目標を定めています。住民の皆様にご協力いただきたい目標は次のとおりです。

**ごみ排出量の削減目標：1人1日のごみ排出量 平成28年度比5%(36g)削減**  
**資源化の目標：ごみ排出量に占めるリサイクル量の割合30%以上(平成28年度22.5%)**

目標達成のため、このガイドブックを参考に分別し、ごみの減量化と資源化へのご協力をお願いします。

なお、詳細は、各市町、広域事務組合のホームページから確認できます。

## よくある質問

### Q. ごみはどこに出すの？

- A. お住まいになっている地区の決められたごみステーションに出してください。他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。また、他の市や町でごみを出すことは法律により禁止されています。

### Q. ごみを出す時間は？

- A. 収集日当日の午前7時から午前8時までに出してください。

### Q. 指定袋には、どれくらいごみを入れていいの？

- A. 入れられるのは、(大)のサイズで10kgまでです。入れすぎると袋が破れたりして収集が困難になります。袋に入らないものは粗大ごみです。

### Q. ごみを抜き取っている人を見かけたのですが？

- A. 指定袋で出された資源ごみは、条例に基づき組合の所有物となります。集められた資源ごみは適正に処理を行い、鉄やアルミは売却して、ごみ処理費用に充てています。指定袋の持ち去りや中身の抜き取りを見かけたら、市役所・町役場・広域事務組合に連絡ください。

### Q. ごみの無料回収に出していいの？

- A. 法律で定める許可を得ずに軽トラックなどで巡回し、家電や粗大ごみの処理を請け負う業者がいます。無許可の業者に回収されたごみは、不法投棄されたり野焼きされたりと不適切な処理をされる場合があります。安易にごみを出さないようにしましょう。

### Q. 不法投棄を見かけたのですが？

- A. ごみをみだりに捨てることは法律で禁止されており、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金が科せられます。また不法投棄者が法人の場合は、法人に3億円、投棄者に1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄を見かけたら市役所・町役場か保健福祉環境事務所、警察署にご連絡ください。

宗像・遠賀保健福祉環境事務所  
折尾警察署

0940-36-6322  
093-691-0110